

# 赤羽会館 講堂 をご利用される皆様へ

赤羽会館講堂は様々な制限を守っていただきながらご利用いただいております。

ご質問ご相談など まずご連絡いただき 各種制限などご確認いただいてからのお申込をお願いいたします。

## ●ご利用区分 について

赤羽会館 講堂 のご利用時間は下記区分となっております。

9:00 ~ 12:00 午前 13:00 ~ 17:00 午後 18:00 ~ 22:00 夜間

- ・時間単位のお貸出しはしておりません。ご利用予定の時間が収まる区分でのご利用をお願いします。
- ・搬入・搬出・準備・撤収・リハーサル含めのご利用区分をお申込みください。お客様のご予定全てが収まる区分のご利用が必要です。

特に一区分ご利用をご検討されている方はご注意ください。ご利用ご希望区分内で進行などが収まるかなどは講堂担当と十分ご相談いただき、余裕のある区分のご利用をお願いいたします。

※区分間（12:00~13:00 または 17:00~18:00）のご利用をご希望の時はその前後の区分をお借りいただくこととなります。（例：12:00~13:00 のご利用の場合は午前・午後の区分の利用が必要）

## ●ご利用について

- ・「ご利用区分」欄に記載の通り、搬入・搬出に伴う準備などはお申込頂いている区分外の時間ではできません。
- ・進行・演出などご予定のイベント・催し物に関しては当館講堂担当と綿密に打ち合わせの上実施してください。
- ・機械器具などの使用、操作は講堂担当者及び施設管理者の指示に従ってください。なお設備上の理由により当館講堂では使用できない機械器具などがございます。事前に十分講堂担当者にご調整の上お申込ください。
- ・舞台及び客席内での火気の持ち込み・使用などは固く禁止いたします。
- ・客席内での飲食はできません。（ロビー、廊下、通路、楽屋（控室）は水分補給程度の飲料摂取は可能です。）
- ・二階席ご利用がある場合、人身及び物品その他落下事故防止の観点から人員配置をお願いしております。

## ●その他

- ・ご利用時間中の各施設はご利用者の管理となります。必要な人員のお手配や貴重品の管理など十分にご留意ください。
- ・施設設備管理上、大きな音や振動を発生する催しに関しての利用はできません。十分ご確認の上お申込ください。
- ・ご利用終了後の現状復帰作業はご利用者様で行っていただきます。また利用に際し会館施設の著しい汚れや破損が見られた場合弁償をしていただくことがあります。
- ・催しに伴う**物品の販売は禁止**となっています。ただし講演などに不可欠な資料程度（実費相当）を除きます。

## ●事前打ち合わせについて

- ・**ご利用に際し講堂担当者との打ち合わせが必須**となります。
- ・事前に講堂担当者へご連絡を頂き、打ち合わせ日程をご予約ください。（03-3901-8121 「講堂利用の打ち合わせについて」とお知らせください。担当者へおつながります。）
- ・事前打合せは遅くともご利用1か月前までにお済ませください。
- ・人員のお手配その他特別なご相談などある場合は早めのお打合せをお願いいたします。